

令和6年度第3回高浜市障害者地域自立支援協議会本会議次第

日時 令和7年3月5日（水）13：30

場所 いきいき広場 いきいきホール

1. あいさつ

2. 報告

(1) 部会活動について（第2回本会議以降）【資料1】

- ・ 障がい福祉サービス事業所部会
- ・ 障がい児通所支援事業所部会
- ・ 防災部会
- ・ 地域生活支援拠点部会

(2) 研修事業について（第2回本会議以降）【資料2】

(3) 第2回人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会について【資料3】

3. 議事

(1) 令和7年度高浜市障害者地域自立支援協議会の取組について【資料4】

4. その他

<障害福祉サービス事業所部会の取り組み>

【第2回】 事業所見学会 令和6年12月3日（火）9：10～12：45

- ・市内就労系事業所を中心に、各事業所の活動や支援内容の共有を実施。
- ・事務局3名を含め12名が参加。福祉サービスの内容を問わず、他の事業所を見学することでの新たな知見や、事業所間の横のつながりを強化することができた。
- ・参加者意見
「事業所の仕事内容、支援体制、施設の構造など、様々な特色があり参考となった。」
「普段、自身の事業所だけでは気づけない点に気づき、今後の運営や支援の参考となった。」など

【第3回】 虐待防止研修 令和7年2月17日（月）13：00～15:30

- ・講師：日本福祉大学 教授 綿先生
- ・場所：いきいき広場 いきいきホール
- ・事務局含め53名が参加。（昨年度より12名増）
- ・所感

講師の綿先生は障害者虐待の専門家であり、昨今のグループホーム食材料費の問題や、性的虐待の増加などが課題。あわせて、同性介護の問題が障がい分野でも喫緊の課題であることから、参加者での意見交換を行った。加えて、今後の障害福祉制度全般の将来を見据えた対策等をご教授いただき、充実した内容であった。

< 障害児事業所部会の取り組み >

【第 2 回】 令和 6 年 9 月 13 日（金） 10：30～12：00**(1) 事業所の特色（療育のねらい、強み）等の事業所紹介**

（お互いの他事業所の取り組みを理解することを目的）

(2) グループワーク テーマ「療育、支援における悩みについて」

（参加者同士のつながりを築くことを目的）

(3) まとめ

- ・グループワークを通じ、感じている課題が共通していた。
- ・家族との連携に苦勞していることが多い。
- ・職員間のコミュニケーションに課題がある。
- ・事業所におけるリスクマネジメント体制整備が必要。

(4) 課題

- ・対人援助職としてコミュニケーションスキル向上
- ・適正な事業所運営のためのリスクマネジメント、虐待防止、権利擁護の視点
- ・第 2 回のグループワークで出された課題についてどうしたら良いかを次回以降で検討

【第 3 回】 令和 6 年 12 月 13 日（金） 10：30～12：00**(1) 第 2 回事業所部会で出された課題についてグループワークを実施****(2) グループワーク テーマ 1 「家族との関係性を築くには」**

・支援者間でも、特に家族（保護者）への接し方で悩むことが多い。家族が何でも話してくれる状態が望ましいが、支援者に依存しないバランスが大切。送迎など、家族と会えるタイミングでなるべく事業所での様子は家庭のことなどコミュニケーションをとることを意識的に行うのが良い。

(3) グループワーク テーマ 2 「職員間のコミュニケーションを円滑にするには」

- ・事業所内での支援内容の共有のため、共有ノートを作成し確認を行う。
- ・支援や人間関係など、スタッフからピリピリした雰囲気を感じた際には、積極的に声かけを行う。
また、そういったことに気付けるように普段から様子を観察するように意識している。

【第 4 回】 （予定）令和 7 年 3 月 14 日（金） 10：30～12：00

<防災部会の取り組み>

- 【第3回】 令和6年10月18日（金）13：30～15：00
- 【第4回】 令和6年11月12日（火）13：30～15：00
- 【第5回】 令和6年12月10日（火）13：30～15：00
- 【第6回】 令和7年 1月24日（金）10：30～12：00

- ・第3回から第6回の部会では、「障がいのある方の防災体験学習会」の準備を進めた。
- ・第3回では実際に被災地へ行った方の話を聞きたい、話を聞くだけでなくアウトプット（体験）が必要などの意見があり、講師を招くこと・体験コーナーを設けることが決まった。
- ・第4～5回では、講師の先生に話していただきたい内容や、体験コーナーで何を体験してもらうかの話し合いを進めた。また、当日の部会メンバーの役割についても決定した。
- ・第6回では、学習会当日の流れ・各担当の物品準備等の最終確認をした。

【障がいのある方の防災体験学習会】 令和7年2月22日（土）10：00～12：00

- ・講師に日本福祉大学社会福祉学部の菊池先生を招き、学習会の前半に「我慢しない防災一障がい当事者からはじまるみんなの安心一」をお話しいただいた。
- ・後半は体験コーナーを設け、「段ボールベッドやパーテーションの組立」「簡易トイレの使い方」「防災リュックについて」「地震のVR体験」の4ブースに分かれ、参加者に組立→使い方→使い心地→解体までの一連の流れの体験、自分に必要な物を選択し、防災リュックに詰めて背負うなどの体験をしていただいた。

【学習会の実績、アンケート結果】

- 申込者35名 ○参加者34名（欠席2名、当日参加1名）
- アンケート回答人数 30名
- アンケート感想等（主なもの）
 - ・被災地に行った方の話が初めてで障がいの有無にかかわらず現状が聞けて良かった
 - ・実際に見たり触ったりして使用方法や対策がわかり、安心材料になった
 - ・普段から準備をしておくことが必要と感じ、防災意識が高まった
 - ・体験できる機会が少ないので、障がい当事者にとって良い経験だった
 - ・親子ともに障がいがあるので、用意できるものは今のうちに用意しようと思った

【第7回】 令和7年3月12日（水）13：30～ 開催予定

<地域生活支援拠点部会の取り組み>

【第2回】 令和6年11月20日（水）10:30～12:00

・たかはまぐらし安心ネットについて

緊急時対応が必要になる可能性のあるケースの共有（現時点で13ケースを共有。13名のうち5名が精神障がいの方、8名が知的障がいの方で知的障がいの方のうち、3名が発達障がいを伴う方）

・今年度の取り組み計画からの実施状況について

<相談について>

・万一の時に困らないようにあらかじめ連絡先や過ごす場所を示した緊急時プラン（備えるプラン）の作成をすすめている。

・備えるプランとして、相談支援専門員が当事者の方に説明するための説明書を作成した。精神障がいの方への伝え方を間違えると、不安定にさせてしまうので、慎重に対応している。

<緊急時の受け入れについて>

・緊急時の受け入れ先として、短期入所の事業所の確保を進めたり、市内事業所に緊急時の受け入れが可能かなどの調査を進めている。

<体験の場の確保について>

・体験の場として、みんなの家があるが、利用にあたり障がいのある方一人での利用が難しいため支援者の確保が課題。みんなの家のあり方については見直しの検討が必要。

・体験の機会は、グループホームの体験の支給決定をしてもらう方法で対応しているケースもあり、そちらの方が現実的とも考えられる。ケアハウス高浜安立のゲストルームを利用することも可能になっている。

<専門的な人材の確保・養成について>

・どのような人材を育成していくのかという人材育成の方向性の検討と、関係機関等からの研修ニーズについて、アンケート調査を実施して把握し、検討していく。また、強度行動障害の状態にある人や医療的ケア児等について人数の実態等を把握した。

<地域の体制づくり>

・関係機関の連携の構築のために、えんJOYネット高浜の活用はもとより、市内事業所に対して、地域生活支援拠点部会の面的整備への理解を広げていく。

【第3回】 令和7年3月7日（月）13:30～15:00 開催予定

高浜市障害者地域自立支援協議会共催研修について

1 権利擁護研修 障害者権利条約を学ぶ、活かす施設職員のための障害者権利条約

主 催 社会福祉法人昭徳会

実施日 令和7年1月24日（金） 13:30～16:00

会 場 いきいきホール

講 師 日本福祉大学 社会福祉学部准教授 藤井 渉氏

参加者 26名（昭徳会職員 21名、高浜市事業所職員 5名）

内 容 障害者権利条約について

障害者権利条約を障害者福祉の観点から、歴史をとして今後の現場実践を考える。

- ・ 障害者権利条約のポイント
- ・ 障害者権利条約の影響
- ・ 障害者権利条約をめぐる過去と未来

障害者差別解消法と差別解消に向けた実践とは

- ・ 障害者差別解消法のポイント
- ・ 合理的配慮とは

ワークショップ

- ・ 2030年代が良くなるようにするためには、何をすると良いのかを話し合い、全体共有。

まとめ

- ・ 日本の社会福祉の歴史の変遷から障害者権利条約をみていくと、条約に批准をしたことで、国の施策や地域で求められていることが変わってきた流れが理解できた。
- ・ よく示されている年表ではなく、支援の歴史や制度策定の経過に踏み込んだ説明でより理解が深まった。
- ・ 現在実践している支援も、必要に応じて未来に向けて形を変えていくという視点を持つ機会になった。

2 支援力向上研修

主 催 自立支援協議会

会 場 いきいきホール

講 師 高浜市社会福祉協議会 相談支援専門員 小松邦明氏

実施日及び内容

| | 日 時 | 内 容 |
|-----|------------------------------|--|
| 第1回 | 令和6年12月18日（水） 10:00～12:00 | 「自己肯定感を高めるための相談と情報収集の視点」 支援のプロセスとして、情報収集のポイントとアセスメント方法等について説明。また、支援者として、障がい特性へ配慮する点について事例を通しての紹介。 |
| 第2回 | 令和7年 1月22日（水） 10:00～12:00 | 「わかりやすく教える技術」 わかりやすく教えるためには、「技術」が必要で、行動の手順書に沿って支援することを、実際に演習を通して学ぶ。障がい特性に合わせた工夫や環境調整の重要性について解説。 |
| 第3回 | 令和7年 3月 4日（火） 13:30～15:30 | 「障がい特性を踏まえて 支援を考える」 発達障害のある方等の障がい特性と支援のポイントについて解説。グループワークでの具体的な事例検討を通して支援方法を考える機会とする。 |

「第6次障がい者福祉計画」・「第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」の策定について

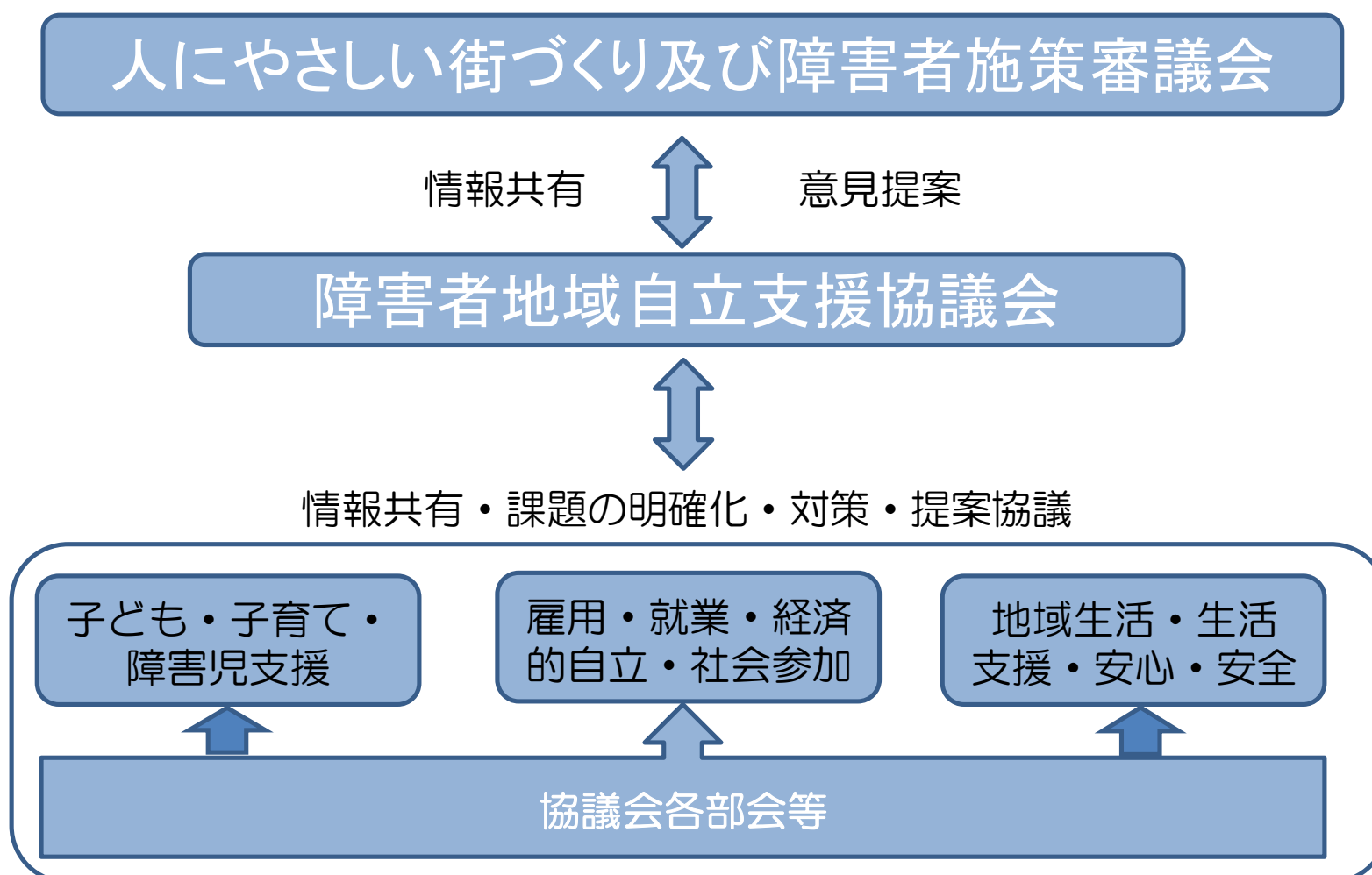
計画内容

| 計画名 | 内容 |
|------------------|---|
| 障がい者福祉計画 | 障害者基本法において市町村が策定を義務づけられた計画。第7次高浜市総合計画の福祉・健康分野の基本目標を障がい者福祉分野において具現化するための計画。 |
| 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 | 障がい福祉計画は障害者総合支援法、障がい児福祉計画は児童福祉法において、市町村が策定を義務づけられた計画。厚生労働省告示の基本指針に即して、提供体制の確保、各年度の種別ごとの必要な見込量等を定めた計画。障がい児福祉計画は平成30年度から策定している。 |

計画期間と策定作業年度

| 計画名 | 計画期間 | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---------|------|------|---------|------|------|---------|------|------|------|------|------|--|
| | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 | 2032 | |
| | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | |
| 障がい者福祉計画 | 第5次 | | | | | | 第6次 | | | | | | |
| 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 | 第6期・第2期 | | | 第7期・第3期 | | | 第8期・第4期 | | | | | | |

「障がい者福祉計画」の策定体制(案)





高浜市農福連携推進委員会について

・農福連携とは

障害を持つ方が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を目指す取り組み。また、農業分野では、農業人口の減少や高齢化が進む中で、新たな働き手の確保につながっています。

・農福連携に取り組む市内事業所

- ・ チャレンジサポートたかはま
- ・ 授産所高浜安立
- ・ ジョブスマイルサービス

・主な取り組み内容

- ・ 農福連携 PR 活動（西三河福祉の店 T ぽーと即売会に出店）
 - ①令和6年5月23日（木）～5月26日（日）4日間
 - ②令和6年12月19日（木）～12月22日（日）4日間
- ・ 各事業所での取り組み
 - ①チャレンジサポートたかはま（圃場での栽培、農産物の加工等）
 - ②ジョブスマイルサービス（でか落花生の栽培、収穫、販売等）
- ・ 試作品の研究（落花生味噌等）JAあいち中央との連携
- ・ イベントでのPR活動
 - ①わくわくフェスティバル 令和6年11月3日（日）
 - ②農業まつり 令和6年11月23日（日）
- ・ 情報発信
 - ①市ホームページ（令和6年9月作成）
 - ②進パネル、のぼり旗、農福連携チラシの活用
※イベント参加時に掲示、配布
- ・ 農福連携推進委員会 全体会議（年2回）

令和6年度の福祉人材（介護・障がい）の確保・育成について

1 令和5年度からの継続

(1) 次世代育成

① 小学生向け取組

・市内児童センターと連携し、夏休み等で児童センター・クラブ利用児向けに、市内の介護職員から福祉の仕事について説明するとともに、福祉機器を体験する機会を作る。

② 中学生向け取組

・職場体験の対象事業所を募り、各学校で対象事業所リストに追加。

(2) 定着支援

・市内の若手介護職（や福祉を学ぶ学生）を対象に交流会を開催。

(3) 福祉のお仕事・事業所 PR

・わくわくフェスティバルを活用し、福祉のお仕事や事業所の PR をする。

・いきいき広場内に事業所お知らせ掲示板を設置し、事業所の PR をする。

(4) 意見交換会の開催（毎月）

2 令和6年度の取組

(1) 関係者による意見交換会の開催（毎月）

(2) 研修会

市内若手職員交流会（7月）

管理者向け生産性向上研修（1月）

(3) イベント

児童センターでの小学生向け福祉魅力発信（7月～8月）

わくわくフェスティバルでのお仕事体験・相談コーナー（11月）

西三河福祉の店での相談コーナー（12月）

福祉機器体験会兼相談会“ふくしのお仕事って何？”（2月）

(4) その他調整

ハローワークへ企画相談（6月）

たかはま就職フェア見学（11月）

ハローワーク刈谷福祉就職フェア見学（11月）

岡崎市ふくふくフェスタ見学（11月）

日本福祉大学へ相談（12月）

3 市内若手職員交流会での意見交換内容

・仕事の悩み・相談

移乗に慣れず腰痛（ギックリ）、リーダーが厳しい、業務に関する精神的苦痛、人員減少に伴う身体的苦痛

・離職防止するために施設（高浜市）にやってほしいこと

給料を上げて欲しい（基本給）、上司と部下の関わり改善、

事故・ヒヤリハット報告書の書き方統一（簡易的に）、

☆職員全体にかかる業務負担減（ちゃんとした休憩が欲しい）、

グループ全体での仕事の把握

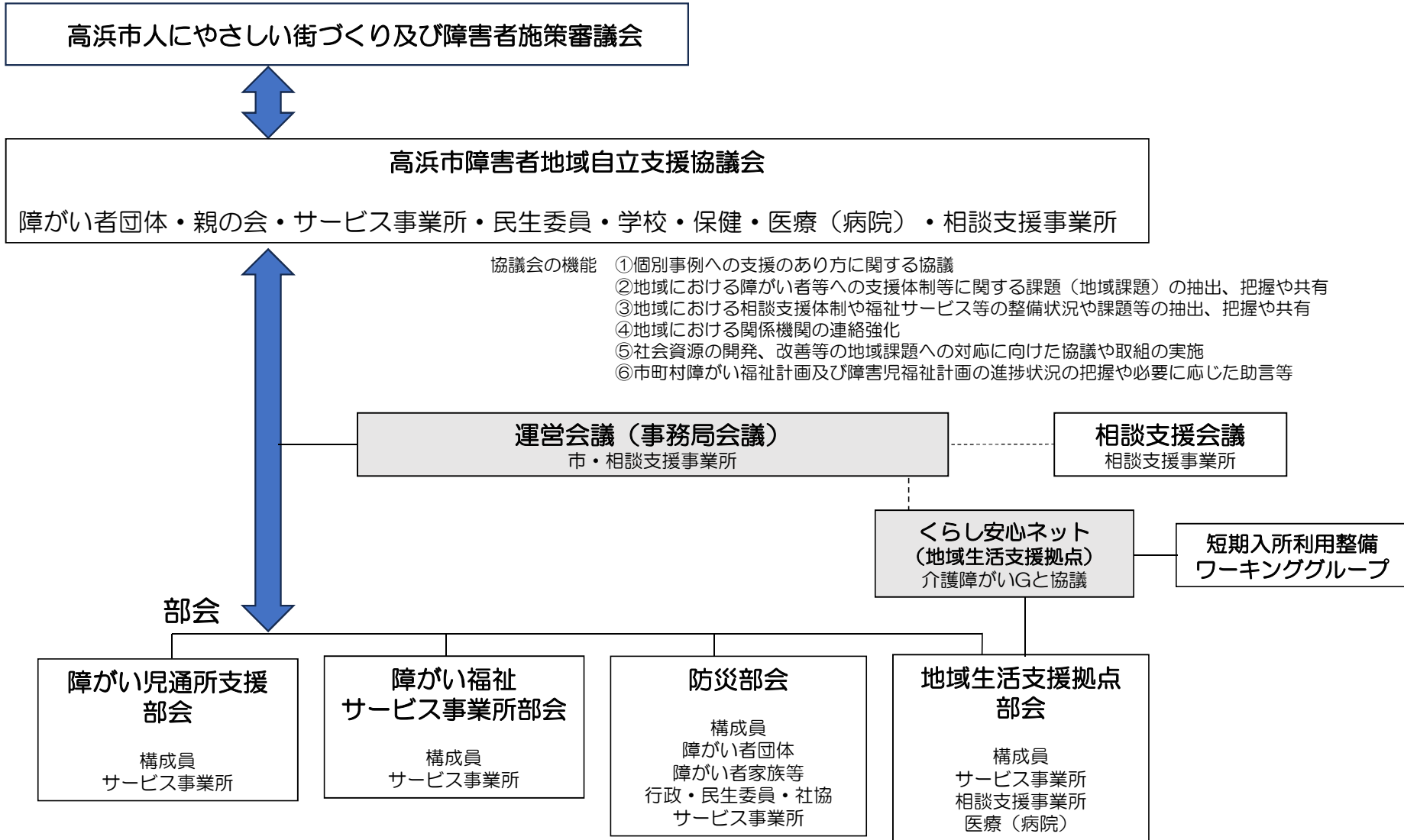
・自分の施設に就職したいと思ってもらうために何をしたら良いか

施設内の環境整備（季節の飾りなど）、行事・祭りなどで人を呼ぶ、

利用者との日常を SNS で投稿、髪色・ネイルなどの許可（おしゃれしたい!!）

服装の自由、介護職に対してイメージアップ、大学の掲示板でアプローチ

令和7年度 高浜市障がい者施策に関する会議体系について

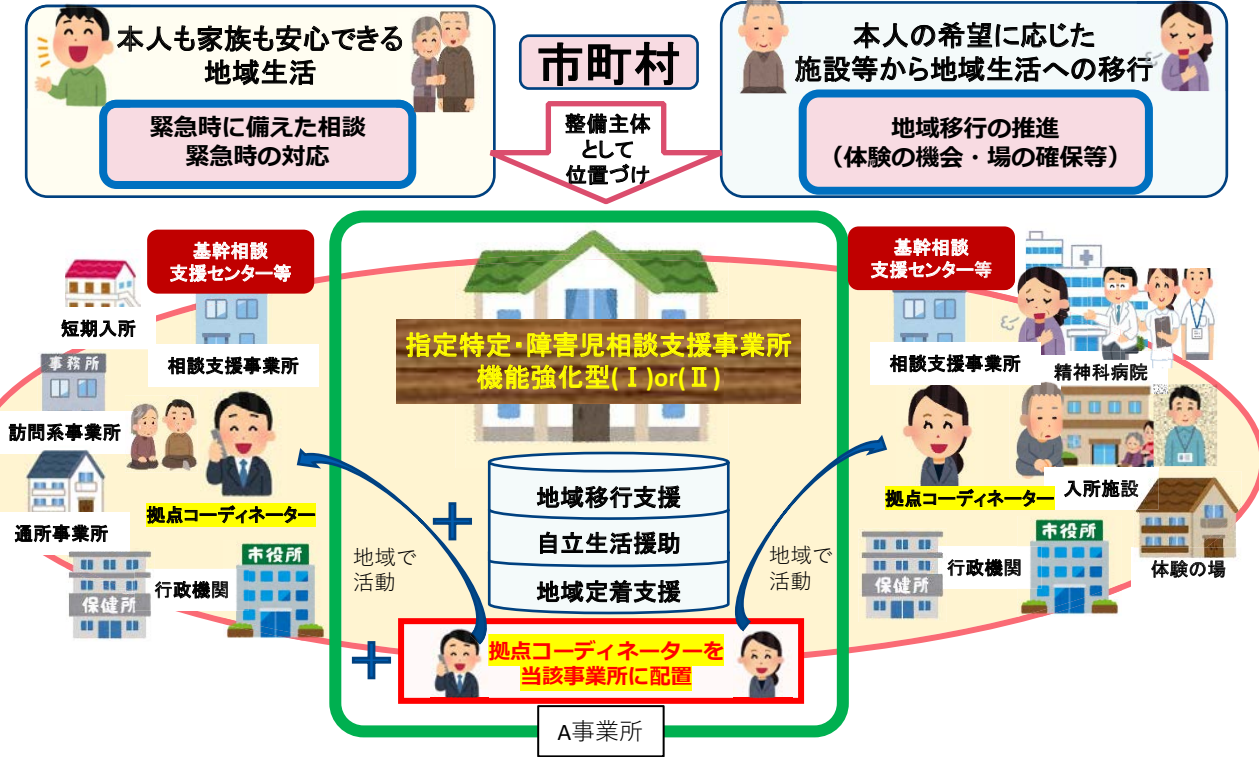


令和7年度 高浜市障害者地域自立支援協議会各部会等取り組み内容（案）

| | 会議名 | 構成員及び事務局担当者 | 運営目的（案） | 取組内容（案） （令和7年度） | 開催月 （頻度） |
|----------------|--|--|--|---|------------------|
| 部 会 | 障がい児通所支援部会 | サービス事業所 行政・介護障がいG 事務局： | ライフステージに応じた地域での生活を支える 家族が安心して子育てができる体制の整備 事業所の質の向上・専門の人材の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所のできる子育て支援と情報共有（事例検討） ・精神障がいのある母親の対応（事例検討） ・多問題家族支援（事例検討） ・ライフステージ移行期のサポート（事例検討） ・事業所及び職員の質の向上に向けた研修実施 | 年4回 |
| | 障がい福祉サービス事業所部会 | サービス事業所 行政・介護障がいG 事務局： | 障がい者が、安心できる地域での活動や生活を支える。 事業所の質の向上・専門の人材の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の権利擁護に関する取り組み ・多問題家族・精神障がい者の支援（事例検討） ・利用者の高齢化への対応（事例検討） ・事業所及び職員の質の向上に向けた研修実施 | 年4回 ＋ 研修 |
| | 防災部会 | 障がい者団体・障がい者 家族等・サービス事業所・ 行政・介護障がいG・当事 者・事務局： | 有事の時でも、要支援者が安全に過ごせるような体制 の整備 個々の障がい者に応じた支援体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしの障がい者や、8050世帯への災害時情報の伝え方 の学習会 ・避難生活のために必要な学習会 ・要支援者の避難行動・支援（事例検討） | 2ヶ月毎 ＋ 学習会 |
| | 地域生活支援拠点部会 | サービス事業所 障がい者家族・精神科病院 地域活動支援センター 行政・介護障がいG 事務局： | 障がいの重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域の 実情に応じて整備し、障がい者（児）の生活を地域全 体で支える体制の構築 専門の人材の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点整備状況の検証 ・市内事業所への拠点等を担う事業所としての協力体制整備 ・事業所・市民への広報 ・拠点で対応する障がいの研修実施 ・緊急対応に備えるケース（事例検討） | 年3回 |
| 事務局等 | 運営会議 事務局会議 | 行政・介護障がいG 相談支援事業所 事務局： | 相談支援事業、各部会で明らかになった地域の情報や 課題、ニーズを集約し、整理・分析の実施 相談支援事体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・課題の対応策を検討 ・各部会の協議内容の確認や振り返り ・全体会の協議事項の提案 ・基幹相談支援センター検討 ・医療的ケア児の実態把握とネットワーク体制検討 | 月月1回 |
| | くらし安心ネット （地域生活支援拠点） 短期入所利用整備 WG | 行政・介護障がいG 相談安立・社協 | 障がいの重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域の 実情に応じて整備し、障がい者（児）の生活を地域全 体で支える体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・ケース共有及び検討 ・緊急時プランの作成と緊急時の迅速、確実な相談支援の実施 ・機能ごとの課題整備 ・市内唯一の短期入所事業所の利用受け入れ支援 | 月1回 |
| 相談支援 | 相談支援会議 | 相談支援事業所 | サービス担当者会議等からの課題を共有と協議 相談支援の質の向上 精神保健に関する支援体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・各部会での検討内容（事例検討含む）を協議 ・利用者ニーズからの地域課題発見 ・困難事例検討・精神障がいケース検討 ・精神障がい事例の専門家研修 ・8050家庭や子育てに負担が大きい家庭等の事例検討 | 毎週火曜日 |

拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価

① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が**単独**で配置する場合



【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

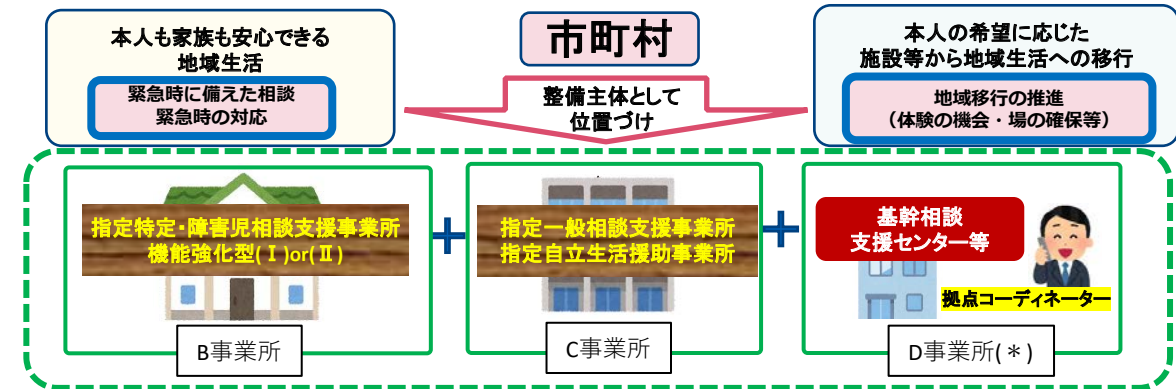
○ 以下の①又は②のいずれかに該当する相談支援事業所等で提供される計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援において加算する。

① 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを**同一の事業所で一体的に提供**し、かつ、**市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。**

② 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る**複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営**されており、かつ、**市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担う拠点コーディネーターが常勤で1以上配置されている場合。**

* 拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月までの算定を可能とする。

② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で**共同**して配置する場合



【拠点コーディネーターの役割（例）】

- 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村（自立支援）協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や伝達体制の整理等の、地域における連携体制の構築。
- 緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等。

* 拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。

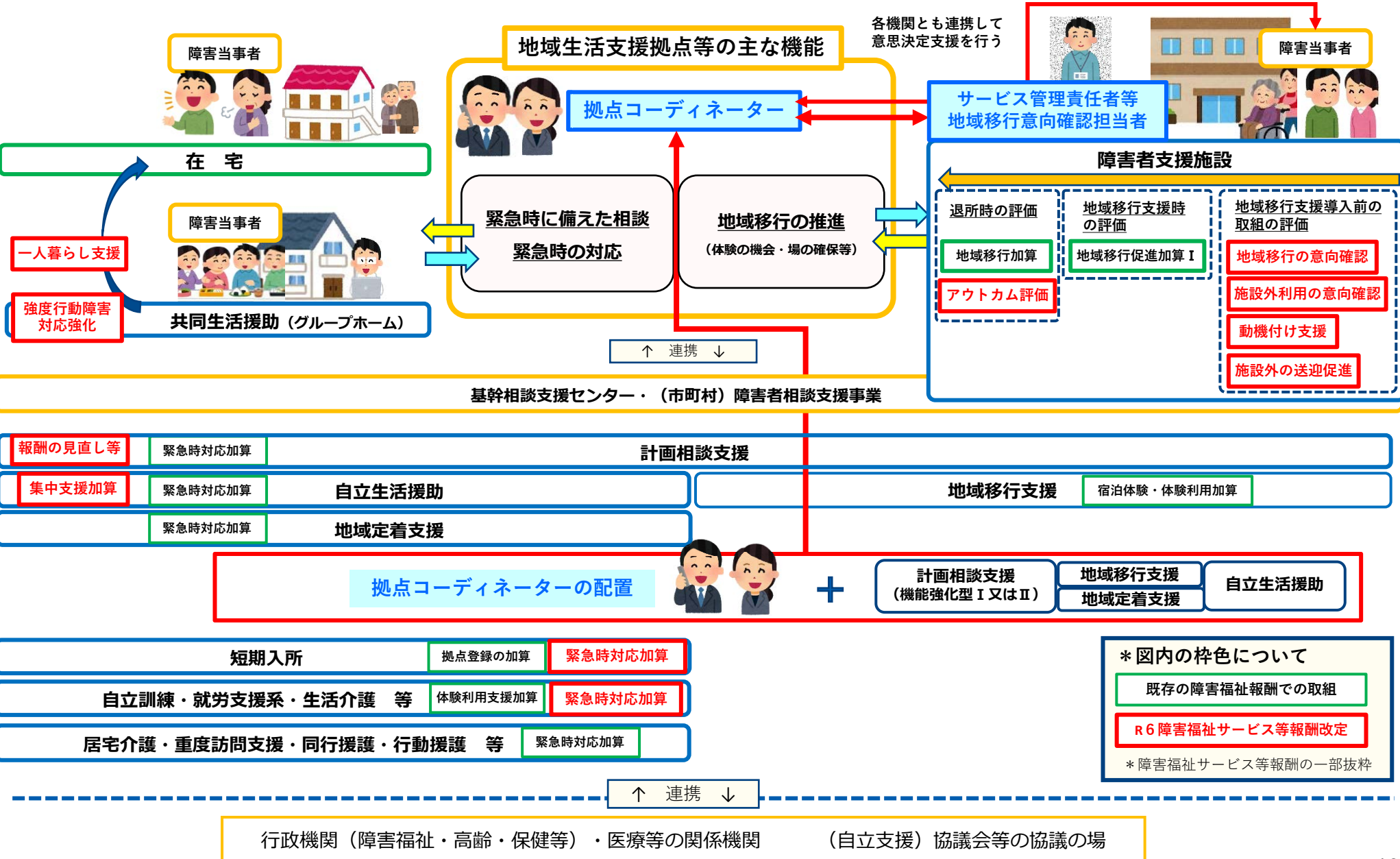
* 本報酬は法第77条第3項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。

* 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像（イメージ）

本人も家族も安心できる地域生活

本人の希望に応じた施設から地域生活への移行



相談支援の流れ（イメージ）

相談窓口（受付）



自治体や相談支援事業所はどこでも、相談をまずは受け止め、丁寧に話を聞き、相談の内容を整理します。
他機関等による支援が適切である場合には、その機関に丁寧につなぎます。

どこに相談してよいかわからない場合は、市町村が基幹相談支援センターにまずは相談します。

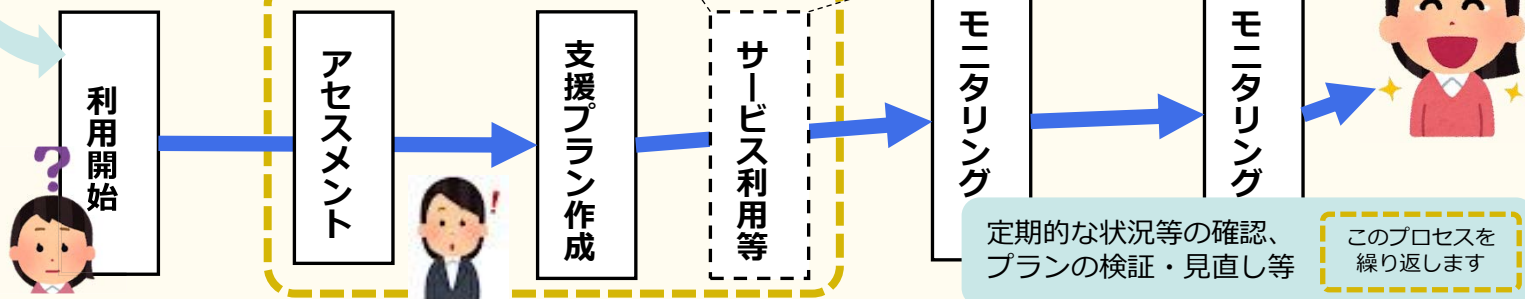
相談は本人のみならず、家族・親族や地域住民、関係機関等からの相談も受け付けます。

継続した相談支援

障害福祉サービス等を利用しない場合



障害福祉サービス等を利用する場合



計画相談以外であっても相談支援専門員は原則としてケアマネジメントの技法を用いて支援を行います。

- ① ケアマネジメントを提供することを基本としながら、その過程で（並行して）、
 - ② 面談や同行等をしながら、不安の解消や本人が前向きになったり、主体的に取り組む方向に向けた働きかけ等を行うこと、本人の希望する暮らしのイメージを具体化するための取組等を行います。（エンパワメント・意思決定支援）
 - ③ 利用者が希望する日常生活を継続するために必要な支援を直接行うこともあります。
- このように支援を通じて、本人の希望する暮らしのイメージ形成や実現に伴走します。

例



モニタリング実施期間の決定方法

障害者等の心身の状況、その置かれている環境、支給決定に係る障害者等又は地域相談支援給付決定者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービスまたは地域相談支援の種類、内容及び量、障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項

並びに実施標準期間を勘案して**市町村が必要と認める期間**（施行規則第6条の16）

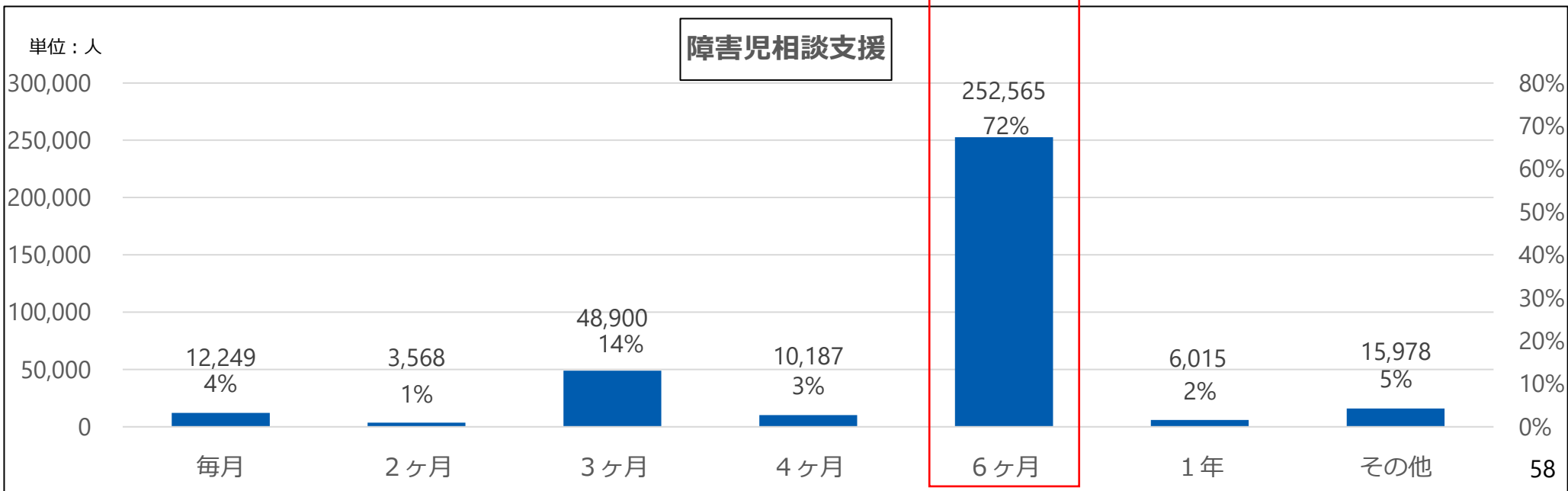
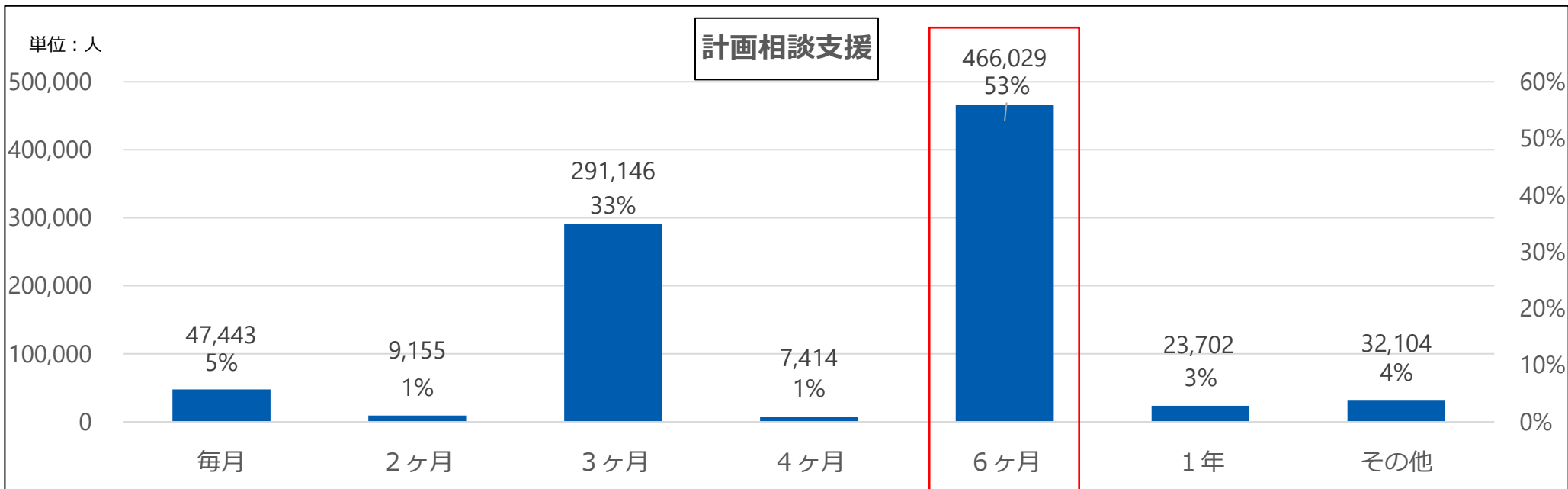
市町村においては、**利用している障害福祉サービス又は地域相談支援の種類のみをもって、モニタリングの実施期間として一律に設定することのないよう相談支援専門員の提案を踏まえつつ利用者ごとに柔軟かつ適切な期間を設定するようにすること。**

（平成19年3月23日 障発0323002「介護給付費等の支給決定等について」）

モニタリング実施標準期間（施行規則第6条の16）

| 対象者（利用する障害福祉サービス等） | | 実施標準期間 |
|---|--|----------------------|
| サービスの種類・内容・量に著しく変動のある支給決定を受けた者 ※新規サービス利用者は原則として全ての者が該当 | | 1月間 (利用開始から3月に限る) |
| 在宅障害者等 | 集中的に支援が必要な者 ① 入所施設からの退所等により、一定期間、集中的に支援が必要な者 ② 単身独居の場合や家族状況等により自ら事業者との連絡調整を行うことが困難な者 ③ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者 | 1月間 |
| | 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、日中サービス支援型共同生活援助、就労移行支援、就労定着支援、自立訓練、自立生活援助を利用する者 | 3月間 |
| | 生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）、地域定着支援、障害児通所支援を利用する者 | 6月間 (★の場合は3月毎) |
| 【施設入所者等】障害者支援施設（国立のぞみの園を含む）、療養介護、重度障害者等包括支援、地域移行支援を利用する者 | | 6月間 |

★ 65歳以上で介護保険の居宅介護支援・介護予防支援によるケアマネジメントを受けていない者



- 施行規則で示すモニタリング実施標準期間は、市町村が決定する際の勘案事項のひとつであり、**モニタリング（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）の実施期間は利用者の状況等に応じ、個別に適切に設定する必要がある。**
- しかし、モニタリング実施標準期間により一律にモニタリング頻度を決定している例がある等の指摘があることから、標準よりも短い期間で設定することが望ましい例を明示。
⇒ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 2（令和3年4月8日）問38
介護介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）に記載

例えば、本人の特性、生活環境、家庭環境等などにより、以下のような利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

（具体例）

- ・心身の状況や生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者
- ・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者
- ・障害福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な者
- ・複数の障害福祉サービス等を利用している者
- ・家族や地域住民等との関係が不安定な者
- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化のおそれのある者
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者
- ・進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児
- ・重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者
- ・障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者

この内容に更に追記

また、下記に掲げる者は、上記の状況に該当する場合が多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。

- ・単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）
- ・複合的な課題を抱えた世帯に属する者
- ・医療観察法対象者
- ・犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等）
- ・医療的ケア児
- ・強度行動障害児者
- ・被虐待者又は、そのおそれのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）

入退院時等についての医療と福祉の連携と報酬上の評価

令和6年度改定における改定事項

入退院時等に医療機関と福祉事業者の情報連携（文書等による情報の提供、収集）や協働による支援の検討（カンファレンスの開催や参加）等の連携を推進するため、当該業務について相互に報酬上評価を行っている。

入院時

相談支援

退院時

○入院時情報連携加算

入院時に医療機関が求める利用者の情報を医療機関に提供した場合
(Ⅰ) 訪問 (Ⅱ) 文書等

情報共有フォーマット策定

単価見直し



診療報酬（医療機関）

障害福祉サービス等報酬
(計画相談支援・障害児相談支援)



○介護支援等連携指導料

患者の同意を得て、医師等が相談支援専門員等と共同して患者の心身の状況等を踏まえて導入が望ましい障害福祉サービス等や退院後に利用可能な障害福祉サービス等について説明及び指導を行った場合

○診療情報提供料（Ⅰ）

患者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合（退院日の前後2週間）
介護支援等連携指導料を算定した場合は算定不可。

○入退院支援加算1 ○入退院支援加算2

退院困難な患者を抽出し、早急に本人・家族と面談、カンファレンスを実施した場合

○精神科退院時共同指導料

精神病棟退院時の多職種・多機関による共同指導を行った場合

拡充・単価見直し

○医療・保育・教育機関等連携加算

【計画作成時・モニタリング時】
障害福祉サービス等以外の医療機関、保育機関等と連携した上で、計画相談支援を提供した場合
(①情報提供、②通院同行、③福祉サービス等提供機関から情報提供を受けた上での面談等)

単価見直し

○退院・退所加算 【計画作成時】

退院退所時に、医療機関等の多職種からの情報収集や医療機関等における退院・退所時のカンファレンスへの参加を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合

拡充・単価見直し

○集中支援加算【計画作成時・モニタリング時以外】

障害福祉サービス等の利用に関して、以下の支援を行った場合（④以外は各々月1回算定可）
①月2回以上の居宅等への訪問による面談
②サービス担当者会議の開催
③他機関が主催する支援を検討する会議への参加
④通院同行（異なる医療機関の場合、月3回を限度）
⑤情報提供

〔精神科関係〕

在宅療養中の患者

〔訪問診療・訪問看護関係〕

○療養生活環境整備指導加算

精神科退院時共同指導料の算定対象者に対し、退院後に精神科外来で多職種の支援・指導を行った場合

○療養生活継続支援加算

精神科外来への通院及び重点的な支援を要する患者に、多職種による包括的支援マネジメントに基づいた相談・支援等を行った場合

○在宅患者緊急時等カンファレンス料

訪問診療を実施している保険医が、在宅療養中の患者で通院が困難な者の状態急変等に伴い、他職種と共同でカンファレンスした場合

○訪問看護情報提供療養費1

訪問看護ステーションが、別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者について、診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合

自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実

① 対象者の明確化（自立生活援助、地域定着支援）

- 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できる対象者を明確化する。

② 基本報酬の見直し（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援）

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
- 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

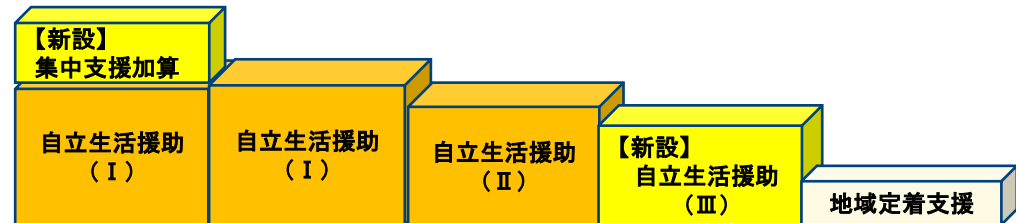
| | | | | |
|---------------|--------|---|--------------------------|--|
| 自立生活援助 | 【現 行】 | 自立生活援助サービス費（Ⅰ） | 1,558単位/月（30人未満） | 1,090単位/月（30人以上） |
| | | 自立生活援助サービス費（Ⅱ） | 1,166単位/月（30人未満） | 817単位/月（30人以上） |
| | 【見直し後】 | 自立生活援助サービス費（Ⅰ） | 1,566 単位/月（30人未満） | 1,095 単位/月（30人以上） |
| | | 自立生活援助サービス費（Ⅱ） | 1,172 単位/月（30人未満） | 821 単位/月（30人以上） |
| | 【新 設】 | 自立生活援助サービス費（Ⅲ） 700単位/月 * 居宅への訪問とテレビ電話等を活用した支援をそれぞれ月1回ずつ以上で算定 | | |
| 地域移行支援 | 【現 行】 | 地域移行支援サービス費（Ⅰ） | 3,504単位/月 | （Ⅱ）3,062単位/月、（Ⅲ）2,349単位/月 |
| | 【見直し後】 | 地域移行支援サービス費（Ⅰ） | 3,613 単位/月 | （Ⅱ） 3,157 単位/月（Ⅲ） 2,422 単位/月 |
| | | | | |
| 地域定着支援 | 【現 行】 | ・体制確保費 | 306単位/月 | 緊急時支援費（Ⅰ）712単位/日 緊急時支援費（Ⅱ）95単位/日 |
| | 【見直し後】 | ・体制確保費 | 315 単位/月 | 緊急時支援費（Ⅰ） 734 単位/日 緊急時支援費（Ⅱ） 98 単位/日 |

③ 集中的な支援の評価（自立生活援助）

- 利用者の支援の必要性に応じて、おおむね週1回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する加算を新設する。

【新設】集中支援加算 **500単位/月**

* 自立生活援助サービス費(Ⅰ)において、月6回以上の訪問による支援を実施した場合に加算



④ サービス提供体制の推進（自立生活援助）

- 併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
- サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：1とする。
- 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。